

【千葉市】令和7年度 高齢者肺炎球菌予防接種のご案内

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎はわが国の死亡原因の上位となっており、日常的に生じる成人の肺炎のうち、約30%は肺炎球菌が原因と考えられています。

千葉市では、高齢の方の肺炎球菌予防接種について、以下のとおり助成を行っています。

<対象となる方>

注意！今までに肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）の接種を受けたことがある方は、助成の対象となりません。

- (1) 接種日に65歳の方（65歳のお誕生日前日から、66歳のお誕生日前日まで接種可）
(2) 接種日に60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能に身体障害1級の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害1級の障害を有する方
(60歳の誕生日の前日から接種可能)

※(2)の方は、接種の際に予診票と一緒に、身体障害者手帳の氏名・障害名がわかるページの写しを医療機関へ提出してください。

<自己負担金> **3,000円**

*生活保護を受給している方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付を受給している方が、接種の際に確認書類（裏面参照）を提出した場合は自己負担金が免除されます。

<接種方法>

事前に協力医療機関（別紙）へ予約の上、予防接種を受けてください。

<接種当日の持ち物>

- ・住所と年齢のわかるもの（マイナンバーカードや資格確認書等）
- ・予診票

※自己負担金が免除される方は、接種当日に確認書類（裏面参照）を医療機関に提出してください。

※県内他市の協力医療機関で接種する場合は、千葉市の予診票が必要となります。

<注意事項>

- ・接種を受ける前に、ワクチンの効果や副反応について医師から説明を受けてください。
- ・予診票は、市内協力医療機関、各区役所総務課、各区保健福祉センター高齢障害支援課、市民センター等にあります。医療政策課ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・その他ご不明な点については、ホームページをご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】

千葉市役所コールセンター

午前8時30分～午後6時 土祝休日（日曜は除く）・年末年始は午後5時まで

千葉市 高齢者肺炎球菌



☎ 043-245-4894

【担当課】医療政策課

<自己負担金が免除される方と確認書類>

自己負担金が免除される方	確認書類
(1)生活保護を受給している方	・生活保護受給証明書
(2)市民税非課税世帯の方 (介護保険料の保険料段階が 第1段階～第3段階 の方は自己負担金が免除されます。)	(下記の①～③の書類のうちいずれか一点) ① 介護保険料決定通知書 ② 介護保険料変更通知書 ※上記①②の中にある、「介護保険料算定の基礎」(写) ③ 高齢者肺炎球菌予防接種自己負担金免除対象確認書 ※③は事前に医療政策課へ申請が必要です。
(3)中国残留邦人等の支援給付を受給している方	(下記の①～②の書類のうちいずれか一点) ① 支援給付受給証明書 ② 支援給付の支給が決定されていることを証明する旨の記載のある本人確認証(写)

* 確認書類は、**接種当日に予診票と一緒に**医療機関へ提出してください。後日提出しても自己負担金免除とはなりませんので、ご注意ください。

* 介護保険料決定通知書・介護保険料変更通知書は再発行できません。

* 自己負担金が免除される方で、65歳未満の方（<対象となる方>の（2）の方のみ）や、65歳になったばかりで介護保険料決定通知書がまだ届いていないなど、お手元にない場合は、ご本人からの申請に基づき、対象者の方に上記の表中（2）の③の書類を交付しますので、申請書と必要な添付書類を千葉市医療政策課に持参または郵送してください。

申請書は医療政策課ホームページからダウンロードすることができます。郵送をご希望の方は、医療政策課（TEL：043-238-9941）までお問い合わせください。

医療政策課で申請書類を受理後、交付まで2週間程度（土祝休日・年末年始を除く）かかりますので、余裕をもって申請してください。

* 所得証明書（（非）課税証明書）は自己負担金免除の確認書類にはなりません。

<介護保険料決定通知書の確認点>

直近のものであること	<p>※ 65歳になる方の令和6年度の介護保険料決定通知書は、誕生月もしくは誕生月の翌月中旬に郵送されます。 令和7年度の通知書は、6月中旬に郵送されますので、6月上旬までに接種を希望される方は前年度の通知書をご用意ください。</p>																																																															
<p>令和●年度 介護保険料算定の基礎（市民税課税状況に基づき保険料は算定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">被保険者氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">あなたの市民税課税状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>世帯の市民税課税状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>あなたの課税年金収入額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>あなたの合計所得金額※</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <small>※ 特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る課税所得を控除した額を記載しています。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">算定</td> <td style="width: 10%;">保険料段階</td> <td style="width: 10%;">年間保険料額（円）①</td> <td style="width: 10%;">月数②</td> <td style="width: 10%;">保険料額（円）① ÷ 12 × ②</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <small>【賦課根拠】介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例 【賦課期日】4月1日（介護保険法第130条）</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;"> <p>計算式 $\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階}}{\text{年間保険料額}} \times \frac{1}{12} \text{か月} \times \text{当該年度末（3月）または資格を喪失した月の前月までの月数}$ </p> <p>※ 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になりますことがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる場合は、変更通知書でお知らせします。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center; border-top: none;"> <p>保険料段階が第1段階～第3段階の方は自己負担金が免除されます</p> </td> </tr> </table>			被保険者氏名				被保険者番号				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">あなたの市民税課税状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>世帯の市民税課税状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>あなたの課税年金収入額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>あなたの合計所得金額※</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				あなたの市民税課税状況				世帯の市民税課税状況				あなたの課税年金収入額				あなたの合計所得金額※				<small>※ 特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る課税所得を控除した額を記載しています。</small>					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">算定</td> <td style="width: 10%;">保険料段階</td> <td style="width: 10%;">年間保険料額（円）①</td> <td style="width: 10%;">月数②</td> <td style="width: 10%;">保険料額（円）① ÷ 12 × ②</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					算定	保険料段階	年間保険料額（円）①	月数②	保険料額（円）① ÷ 12 × ②	根拠					<small>【賦課根拠】介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例 【賦課期日】4月1日（介護保険法第130条）</small>					<p>計算式 $\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階}}{\text{年間保険料額}} \times \frac{1}{12} \text{か月} \times \text{当該年度末（3月）または資格を喪失した月の前月までの月数}$ </p> <p>※ 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になりますことがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる場合は、変更通知書でお知らせします。</p>					<p>保険料段階が第1段階～第3段階の方は自己負担金が免除されます</p>			
被保険者氏名																																																																
被保険者番号																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">あなたの市民税課税状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>世帯の市民税課税状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>あなたの課税年金収入額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>あなたの合計所得金額※</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				あなたの市民税課税状況				世帯の市民税課税状況				あなたの課税年金収入額				あなたの合計所得金額※																																																
あなたの市民税課税状況																																																																
世帯の市民税課税状況																																																																
あなたの課税年金収入額																																																																
あなたの合計所得金額※																																																																
<small>※ 特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る課税所得を控除した額を記載しています。</small>																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">算定</td> <td style="width: 10%;">保険料段階</td> <td style="width: 10%;">年間保険料額（円）①</td> <td style="width: 10%;">月数②</td> <td style="width: 10%;">保険料額（円）① ÷ 12 × ②</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					算定	保険料段階	年間保険料額（円）①	月数②	保険料額（円）① ÷ 12 × ②	根拠																																																						
算定	保険料段階	年間保険料額（円）①	月数②	保険料額（円）① ÷ 12 × ②																																																												
根拠																																																																
<small>【賦課根拠】介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例 【賦課期日】4月1日（介護保険法第130条）</small>																																																																
<p>計算式 $\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階}}{\text{年間保険料額}} \times \frac{1}{12} \text{か月} \times \text{当該年度末（3月）または資格を喪失した月の前月までの月数}$ </p> <p>※ 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になりますことがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる場合は、変更通知書でお知らせします。</p>																																																																
<p>保険料段階が第1段階～第3段階の方は自己負担金が免除されます</p>																																																																